

立会外取引実施細則、E F F取引実施細則及びストップロス取引実施細則の一部改正について

2020.12.28

当社では、立会外取引実施細則、E F F取引実施細則及びストップロス取引実施細則を一部改正し、2021年1月4日から施行することとしましたので、お知らせ申し上げます。

詳細は資料をご参照ください。

1. [立会外取引実施細則及びE F F取引実施細則の変更概要及び新旧対照表](#)
2. [ストップロス取引実施細則の変更概要及び新旧対照表](#)
3. [立会外取引実施細則（変更後全文）](#)
4. [E F F取引実施細則（変更後全文）](#)
5. [ストップロス取引実施細則（変更後全文）](#)

立会外取引及びE F F取引の申出価格の範囲の見直しに係る
立会外取引実施細則等の一部改正について

2020年12月28日

株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、立会外取引実施細則及びE F F取引実施細則の一部改正を行い、2021年1月4日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、エネルギー市場（電力除く）及び中京石油市場の立会外取引及びE F F取引の申出価格の範囲を見直すものです。

II. 改正概要

1. 立会外取引及びE F F取引の申出価格の範囲見直し

- ・申出価格の範囲を、 $X \pm (Y \times 32\%)$ とします。

X：直前の約定値段

Y：直前計算区域の帳入値段

2. その他

- ・「値段」を改め、「価格」とします。

(備考)

- ・立会外取引実施細則
第2条第1項
- ・E F F取引実施細則
第2条第1項
- ・立会外取引実施細則
第2条第2項

III. 施行日

2021年1月4日から施行し、2020年12月30日の午後4時15分から申出を行う立会外取引及びE F F取引から適用します。

以上

立会外取引及びE F F取引の申出価格の範囲の見直しに係る
立会外取引実施細則等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 立会外取引実施細則の一部改正新旧対照表 1
2. E F F取引実施細則の一部改正新旧対照表 3

立会外取引実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申出価格)</p> <p>第2条 立会外取引の申出価格は、次に掲げる算定式の範囲内（求められた範囲の下限が呼値の単位未満となる場合にあっては、呼値の単位の最小値）において、当事者間で合意した価格とする。</p> <p>$X \pm (Y \times 32\%)$</p> <p>X：個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</p> <p>Y：直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(申出価格)</p> <p>第2条 立会外取引の申出価格は、次の各号のいずれかに該当し、当事者間で合意した価格とする。</p> <p>(1) 申出限月における申出の属する計算区域の帳入値段</p> <p>(2) 申出限月における申出の属する計算区域の高値と安値の範囲内</p> <p>(3) 申出限月における申出の属する計算区域の前計算区域の帳入値段の±100分の1の範囲内</p> <p>(4) 第2号に掲げる高値と前号に掲げる帳入値段の-100分の1の範囲内又は第2号に掲げる安値と前号に掲げる帳入値段の+100分の1の範囲内</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、エネルギー市場の電力の立会外取引の申出価格は、次に掲げる算定式の範囲内において、当事者間で合意した価格とする。</p> <p>$X \pm (Y \times 32\%)$</p> <p>X：個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</p> <p>Y：直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</p>

2 前項に定めるもののほか、当社の取引状況を勘案した適正かつ合理的なものと当社が認めた価格とする。

(申出及び取消し等)

第6条 業務規程第35条第4項に規定する立会外取引を適当でないと認めるときとは、申出価格が第2条各項のいずれにも該当しないとき、申出対象限月が第4条に該当しないときその他当社が適当でないと認めたときをいう。

2 (略)

附 則

この改正規定は、令和3年1月4日から施行し、令和2年12月30日の午後4時15分から申出を行う立会外取引から適用する。

3 前各項のほか、当社の取引状況を勘案した適正かつ合理的なものと当社が認めた値段

(申出及び取消し等)

第6条 業務規程第35条第4項に規定する立会外取引を適当でないと認めるときとは、申出価格が第2条各号のいずれにも該当しないとき、申出対象限月が第4条に該当しないときその他当社が適当でないと認めたときをいう。

2 (略)

E F F 取引実施細則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(申出価格)</p> <p>第2条 E F F 取引の申出価格は、<u>次に掲げる算定式の範囲内（求められた範囲の下限が呼値の単位未満となる場合にあっては、呼値の単位の最小値）において、当事者間で合意した価格とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>$X \pm (Y \times 3.2\%)$</u></p> <p><u>X：個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</u></p> <p><u>Y：直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、当社の取引状況を勘案した適正かつ合理的なものと当社が認めた価格とする。</u></p> <p>(申出及び取消し等)</p> <p>第7条 業務規程第37条第4項に規定するE F F 取引を適当でないと認めるときとは、申出価格が第2条各項のいずれにも該当しないとき、申出対象限月等が第4条に該当しないときその他当社が適当でないと認めたときをいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(申出価格)</p> <p>第2条 E F F 取引の申出価格は、<u>次の各号のいずれかに該当し、当事者間で合意した価格とする。</u></p> <p>(1) <u>申出限月における申出の属する計算区域の帳入値段</u></p> <p>(2) <u>申出限月における申出の属する計算区域の高値と安値の範囲内</u></p> <p>(3) <u>申出限月における申出の属する計算区域の前計算区域の帳入値段の±100分の1の範囲内</u></p> <p>(4) <u>第2号に掲げる高値と前号に掲げる帳入値段の-100分の1の範囲内又は第2号に掲げる安値と前号に掲げる帳入値段の+100分の1の範囲内</u></p> <p>(5) <u>前各号のほか、当社の取引状況を勘案した適正かつ合理的なものと当社が認めた値段</u></p> <p>(新設)</p> <p>(申出及び取消し等)</p> <p>第7条 業務規程第37条第4項に規定するE F F 取引を適当でないと認めるときとは、申出価格が第2条各号のいずれにも該当しないとき、申出対象限月等が第4条に該当しないときその他当社が適当でないと認めたときをいう。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この改正規定は、令和3年1月4日から施行し、令和2年12月30日の午後4時15分から申出を行うE F F取引から適用する。

損失限定契約関連料率の変更に伴うストップロス取引実施細則の一部改正について

2020年12月28日

株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、ストップロス取引実施細則の一部改正を行い、2021年1月4日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、本年11月の中京石油市場における価格変動を踏まえ、同市場のガソリンについて、損失限定取引契約における証拠金計算等に御利用いただく料率を変更するものです。

II. 改正概要

ストップロス取引実施細則の別表の一部変更

ストップロス取引実施細則の別表の一部を以下のとおり変更します。

「ストップロス取引実施細則」別表

(商品市場)	(上場商品構成品)	(率)	
		現行	変更
中京石油市場	ガソリン	8%	10%

他の商品については変更ございません。

(備考)

- ・ストップロス取引実施細則別表

III. 施行日

2021年1月4日から施行し、2020年12月30日に開始する夜間立会から適用します。

以上

ストップロス取引実施細則の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表			別表		
(商品市場)	(上場商品構成品)	(率)	(商品市場)	(上場商品構成品)	(率)
エネルギー市場	ガソリン	23%	エネルギー市場	ガソリン	23%
エネルギー市場	灯油	12%	エネルギー市場	灯油	12%
エネルギー市場	軽油	11%	エネルギー市場	軽油	11%
エネルギー市場	原油	29%	エネルギー市場	原油	29%
エネルギー市場	電力	11%	エネルギー市場	電力	11%
中京石油市場	ガソリン	<u>10%</u>	中京石油市場	ガソリン	<u>8%</u>
中京石油市場	灯油	9%	中京石油市場	灯油	9%
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、令和3年1月4日から施行し、令和2年12月30日に開始する夜間立会から適用する。</p>					

EFF取引実施細則

ＥＦＦ取引実施細則

（目的）

第1条 本細則は業務規程第3条第5項の規定に基づき、ＥＦＦ取引に関し、必要な事項について規定する。

（申出価格）

第2条 ＥＦＦ取引の申出価格は、次に掲げる算定式の範囲内（求められた範囲の下限が呼値の単位未満となる場合にあっては、呼値の単位の最小値）において、当事者間で合意した価格とする。

$$X \pm (Y \times 3.2\%)$$

X：個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）

Y：直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）

2 前項に定めるもののほか、当社の取引状況を勘案した適正かつ合理的なものと当社が認めた価格とする。

（申出時間）

第3条 ＥＦＦ取引の申出時間は、午後4時15分から翌日午前5時30分まで又は午前8時20分から午後4時までとする。

（申出対象限月等）

第4条 ＥＦＦ取引の申出を行うことができる限月は、業務規程第17条に定める2つの限月の組合せとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合の申出を除く。

- (1) 取引の種類、上場商品構成品及び取引単位が同一となる組合せ
- (2) それぞれの申出対象限月の申出枚数に取引単位を乗じて得た数量が同一とならない組合せ
- (3) 申出対象限月の取引がすべて新規売付若しくは新規買付となる組合せ、又はすべて買戻し若しくは転売となる組合せ

（呼値の単位）

第5条 業務規程第18条第3項のＥＦＦ取引実施細則に定める呼値の単位とは、次のとおりとする。

(1) 現物先物取引

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	ガソリン	10銭
エネルギー市場	灯油	10銭
エネルギー市場	軽油	10銭
中京石油市場	ガソリン	10銭
中京石油市場	灯油	10銭

(2) 現金決済先物取引

イ 業務規程第18条第2項第1号に規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	ガソリン	10銭
エネルギー市場	灯油	10銭
エネルギー市場	軽油	10銭

ロ 業務規程第18条第2項第2号に規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	ガソリン	10銭
エネルギー市場	灯油	10銭
エネルギー市場	軽油	10銭

ハ 業務規程第18条第2項第3号に規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	原油	10銭

(申出及び取消し等)

第7条 業務規程第37条第4項に規定するE F F取引を適当でないと認めるときとは、申出価格が第2条各項のいずれにも該当しないとき、申出対象限月等が第4条に該当しないときその他当社が適当でないと認めたときをいう。

2 前項の規定により、当社が適当でないと認めたときは、E F F取引の売買約定が成立した計算区域の日中立会終了後の午後5時までに当該売買約定を取り消すものとする。

(申告)

第8条 E F F取引を行う場合は、午後4時までに当社が定める申告書をもって申告しなければならない。

(法定帳簿の記載方法)

第9条 E F F取引を行った取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）は、法定帳簿上、E F F取引により取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(記録の保存)

第10条 E F F取引を行った取引参加者は、E F F取引の申出に係る記録について、前条に定める法定帳簿に準じてこれを保存しておかなければならない。

(帳簿等の提出要求)

第11条 当社は、必要と認めるときは、取引参加者に対して、当該E F F取引に係る書類等を提出させることができる。

(改廃)

第12条 本細則の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成29年5月8日に施行する。

附則

第1条（目的）の変更規定は、平成30年10月9日に施行する。

附則

第4条（申出対象限月等）及び第5条（呼値の単位）の変更規定は、令和元年9月17日に施行する。

附則

本変更規定は、2019年12月1日に施行する。

附則

本変更規定は、2020年7月27日に施行する。

附則

この改正規定は、令和3年1月4日から施行し、令和2年12月30日の午後4時15分から申出を行うE F F取引から適用する。

立会外取引実施細則

立会外取引実施細則

(目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第4項の規定に基づき、立会外取引に関し必要な事項について規定する。

(申出価格)

第2条 立会外取引の申出価格は、次に掲げる算定式の範囲内（求められた範囲の下限が呼値の単位未満となる場合にあっては、呼値の単位の最小値）において、当事者間で合意した価格とする。

$$X \pm (Y \times 3.2\%)$$

X：個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）

Y：直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）

2 前項に定めるもののほか、当社の取引状況を勘案した適正かつ合理的なものと当社が認めた価格とする。

(申出時間)

第3条 立会外取引の申出時間は、午後4時15分から翌日午前5時30分まで（ただし、エネルギー市場の電力にあっては、午後4時15分から午後7時まで）、又は午前8時20分から午後4時までとする。

(申出対象限月)

第4条 立会外取引の申出を行うことができる限月は、業務規程第17条に定める限月とする。

(呼値の単位)

第5条 業務規程第18条第3項の立会外取引実施細則に定める呼値の単位とは、次のとおりとする。

(1) 現物先物取引

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	ガソリン	10銭
エネルギー市場	灯油	10銭

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	軽油	10銭
中京石油市場	ガソリン	10銭
中京石油市場	灯油	10銭
アルミニウム市場	アルミニウム	0.1銭

(2) 現金決済先物取引

イ 業務規程第18条第2項第1号に規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	ガソリン	10銭
エネルギー市場	灯油	10銭
エネルギー市場	軽油	10銭

ロ 業務規程第18条第2項第2号に規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	ガソリン	10銭
エネルギー市場	灯油	10銭
エネルギー市場	軽油	10銭

ハ 業務規程第18条第2項第3号に規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	原油	10銭

ニ 業務規程第18条第2項第4号から第7号までに規定する商品

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値の単位)
エネルギー市場	電力	1銭

(申出及び取消し等)

第6条 業務規程第35条第4項に規定する立会外取引を適当でないと認めるときとは、申出価格が第2条各項のいずれにも該当しないとき、申出対象限月が第4条に該当しないときその他当社が適当でないと認めたときをいう。

2 前項の規定により、当社が適当でないと認めたときは、立会外取引の売買約定が成立した計算区域の日中立会終了後の午後5時までに当該売買約定を取り消すものとする。

(法定帳簿の記載方法)

第7条 立会外取引を行った取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）は、法定帳簿上、立会外取引により取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(記録の保存)

第8条 立会外取引を行った取引参加者は、立会外取引の申出に係る記録について、前条に定める法定帳簿に準じてこれを保存しておかなければならない。

(帳簿等の提出要求)

第9条 当社は、必要と認めるときは、取引参加者に対して、当該立会外取引に係る書類等を提出させることができる。

(改廃)

第10条 本細則の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成22年2月4日に施行する。

附則

第3条(申出対象限月)及び第4条(最低申出数量)の新設規定並びに第2条(申出対象者)、第5条(法定帳簿の記載方法)、第6条(書面等の保存)、第7条(調査及び帳簿等の提出要求)及び第8条(改廃)の変更規定は、平成22年12月24日から施行する。

附則

第1条(目的)及び第3条(申出対象限月)から第5条(法定帳簿の記載方法)の変更規定は、平成23年5月2日に施行する。

附則

第2条(申出対象者等)及び第5条(法定帳簿の記載方法)の変更規定は、平成24年1月4日に施行する。

附則

第3条(申出対象限月)の変更規定は、平成24年3月1日に施行する。

附則

第4条(最低申出数量)の変更規定は、平成25年1月11日に施行する。

附則

第4条(最低申出数量)の変更規定は、平成25年2月12日に施行する。

附則

第2条（申出対象者）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第3条（申出対象限月）及び第4条（最低申出数量）の変更規定は、平成27年5月7日に施行する。

附則

規程名、第1条（目的）及び第5条（法定帳簿の記載方法）から第8条（改廃）までの変更規定並びに第2条（利用可能対象者等）から第4条（最低申出数量）までの削るは、平成27年4月1日に施行する。

附則

第1条 第2条（申出及び取消し等）から第6条（呼値の単位）までの新設規定及び第2条（法定帳簿の記載方法）から第5条（改廃）までの変更規定は、平成28年9月20日に施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前条に定める施行日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行する。

附則

第6条（呼値の単位）、第7条（法定帳簿の記載方法）、第8条（書面等の保存）及び第9条（調査及び帳簿等の提出要求）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第6条（呼値の単位）の変更規定は、平成29年3月21日に施行する。

附則

第6条（申出及び取消し等）の新設規定、第1条（目的）、第3条（申出価格）、第4条（申出時間）、第5条（申出対象限月等）、第6条（呼値の単位）及び第8条（書面等の保存）の変更規定並びに第2条（申出及び取消し等）を削るは、平成29年5月8日に施行する。

附則

第4条（申出対象限月）の変更規定は、平成30年4月17日に施行する。

附則

第3条（申出時間）及び第5条（呼値の単位）の変更規定は、平成30年10月9日に施行する。

附則

第2条（申出価格）、第3条（申出時間）及び第5条（呼値の単位）の変更規定は、令和元年9月17日に施行する。

附則

第2条（申出価格）の変更規定は、令和元年9月17日に施行する。

附則

本変更規定は、2019年12月1日に施行する。

附則

本変更規定は、2020年7月27日に施行する。

附則

この改正規定は、令和3年1月4日から施行し、令和2年12月30日の午後4時15分から申出を行う立会外取引から適用する。

ストップロス取引実施細則

ストップロス取引実施細則

(目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第13項の規定に基づき、ストップロス取引に関し必要な事項について規定する。

(損失限定取引契約)

第2条 損失限定取引契約は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

(1) 委託者証拠金等（受託契約準則に規定する委託者証拠金及び当該取引に必要なものとして受託取引参加者が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。）が、次に掲げる額に、取引単位の倍率及び取引数量を乗じて得た額以上の額であり、かつ、委託者証拠金が、イからニのそれぞれの（ロ）に掲げる額に取引単位の倍率及び取引数量を乗じて得た額以下の額であること。

イ 買いの指値注文（システム売買実施細則に定める指値注文をいう。以下同じ。）

その他値段を指定する注文である場合は、次に掲げる額の合計額

(イ) 当該指定する値段からロスカット水準の値段を減じて得た額

(ロ) ロスカット水準の値段に上場商品構成商品ごとに別表に定める率を乗じて得た額

ロ 売りの指値注文その他値段を指定する注文である場合は、次に掲げる額の合計額

(イ) ロスカット水準の値段から当該指定する値段を減じて得た額

(ロ) ロスカット水準の値段に上場商品構成商品ごとに別表に定める率を乗じて得た額

ハ 買いの成行注文（システム売買実施細則に定める成行注文をいう。以下同じ。）

その他値段を指定しない注文である場合は、次に掲げる額の合計額

(イ) 前計算区域の帳入値段（新甫限月にあつては隣接限月の値段。以下同じ。）

に上場商品構成商品ごとに別表に定める率を乗じて得た額に前計算区域の帳入値段を加えた額からロスカット水準の値段を減じて得た額

(ロ) ロスカット水準の値段に上場商品構成商品ごとに別表に定める率を乗じて得た額

ニ 売りの成行注文その他値段を指定しない注文である場合は、次に掲げる額の合計額

(イ) ロスカット水準の値段から前計算区域の帳入値段に上場商品構成商品ごとに別表に定める率を乗じて得た額に前計算区域の帳入値段を加えた額を減じて得た額

(ロ) ロスカット水準の値段に上場商品構成商品ごとに別表に定める率を乗じて得た額

- (2) ロスカット水準の値段及びロスカット限度水準の値段について、両者の差の絶対値をロスカット水準の値段で除した値が上場商品構成商品ごとに別表に定める率以上であること。
- (3) ロスカット注文は、当該ロスカット注文の対象となる新規注文約定後ロスカット水準の値段に達した場合、遅滞なくロスカット限度水準の値段の仕切り指値注文（約定条件としてF a Kを指定するものに限る。）が発注できるものであること。なお、受託取引参加者の定めるところにより、ロスカット限度水準の値段がシステム売買実施細則第14条第1項に定めるサーキットブレーカー幅の上限の値段又は下限の値段を超える場合は、当該指値注文の値段はサーキットブレーカー幅の上限の値段又は下限の値段と読み替えて発注することができる。
- (4) ストップロス取引は、ロスカット注文が発注され、当該注文の未約定の数量が約定条件によって失効した場合に、当該注文の失効時点における直近の約定値段で行われるものであること。

（申出書類）

第3条 業務規程第43条第4項第1号のストップロス取引実施細則に定める書類は、当社が別に定めるとおりとする。

（法定帳簿の記載方法）

第4条 ストップロス取引を行った受託取引参加者は、法定帳簿上、ストップロス取引により取引を行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

（調査及び帳簿等の提出要求）

第5条 当社は、必要と認めるときは、受託取引参加者に対して、ストップロス取引に係る書類等を提出させることができる。

（改廃）

第6条 本細則の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成23年1月1日に施行する。

附則

第2条（損失限定取引契約）及び別表の変更規定は、平成23年5月2日に施行する。

附則

別表の変更規定は、平成23年7月1日に施行する。

附則

別表の変更規定は、平成25年1月11日に施行する。

附則

第1条（目的）及び別表の変更規定は、平成25年2月12日に施行する。

附則

第2条（損失限定取引契約）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

別表の変更規定は、平成27年5月7日に施行する。

附則

別表の変更規定は、平成27年7月1日に施行する。

附則

第1条 第2条（損失限定取引契約）の変更規定は、平成28年9月20日に施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前条に定める施行日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行する。

附則

第2条（損失限定取引契約）及び別表の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

別表の変更規定は、平成29年3月21日に施行する。

附則

別表の変更規定は、平成30年10月9日に施行する。

附則

別表の変更規定は、令和元年9月17日に施行する。

附則

本変更規定は、2019年12月1日に施行する。

附則

本変更規定は、2020年3月31日の日中立会（3月30日における夜間立会の新規取引を含む。）から適用する。

附則

本変更規定は、2020年7月27日に施行する。

附則

本変更規定は、2020年8月31日の日中立会（8月28日における夜間立会の新規取引を含む。）から適用する。

附則

この改正規定は、令和3年1月4日から施行し、令和2年12月30日に開始する夜間立会から適用する。

別表

(商品市場)	(上場商品構成品)	(率)
エネルギー市場	ガソリン	23%
エネルギー市場	灯油	12%
エネルギー市場	軽油	11%
エネルギー市場	原油	29%
エネルギー市場	電力	11%
中京石油市場	ガソリン	10%
中京石油市場	灯油	9%